



65歳以上高齢者のみなさんへ

最大
5万円

サポカーへの乗り換え費用やペダル踏み間違い急発進抑制装置等の設置費用を補助します

高齢者が安心して自動車の運転を行えるよう、安全運転支援自動車（サポカー）の乗り換え等にかかる費用の一部を補助します。

補助対象者 ※以下の①～⑥を全て満たす人

- ① 播磨町内に住所がある方で、令和7年4月1日時点で65歳以上の方
- ② 有効期限内の自動車運転免許証を保有する方
- ③ 申請者が自動車検査証又は自動車検査証記録事項の使用者と同一であること
- ④ 播磨町町税を滞納していない方
- ⑤ 過去に国・県等が実施する同様の補助金を受けていない方
(補助対象者1人につき1回限り)
- ⑥ 自動車検査証の使用者が、申請者本人であり、個人の用途に使用するもの



補助対象となる安全運転支援装置の要件

◆国の認定を受けている装置（急発進抑制タイプ又は障害物検知タイプ）

※対象装置は、自動車販売店・自動車用品店でご確認ください。

対象となる経費と補助金の額	<ul style="list-style-type: none"> ① 中古の安全運転サポート車（対歩行者衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載する車）の購入・・・上限5万円 ② ペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入及び設置に要した経費（障害物検知機能付き）・・・上限4万円 ③ ペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入及び設置に要した経費・・・上限2万円 <p>※ただし、国、県等が実施する同様の補助金を受けている場合は対象外 ※補助対象経費が上限額を下回る場合は、補助対象経費の額（1,000円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた額）とする</p>
補助対象期間	<p>令和7年4月1日から12月31日まで</p> <p>※上記期間内に登録又はペダル踏み間違い時の事故抑止機能を有した装置の購入及び設置を終了していること</p>
申請期間	<p>令和7年6月2日（月）から令和8年1月30日（金）まで</p>

補助金の申請から交付までの流れ

(1) 安全運転支援自動車（サポカー）の購入又は安全運転支援装置の設置

※補助対象者等の要件をご確認の上、取扱業者で購入又は装置を取り付けてください。

(2) 申請書類等を 保険課・地域包括ケア係 提出

▶令和7年4月1日～12月31日までに購入及び設置した場合

申請期間：令和7年6月2日（月）～令和8年1月30日（金）当日必着

◆下記の①～⑨の書類を提出ください。

- ① 補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 安全運転支援装置販売・設置証明書（様式第2号）
- ③ 播磨町町税確認承諾書
- ④ 普通自動車運転免許証の写し（氏名変更及び住所変更がある場合は、裏面を含む）
- ⑤ 安全運転支援装置を設置する自家用自動車の自動車検査証の写し。電子検査証の場合は自動車検査証記録事項の写し
- ⑥ ⑤に規定する自家用自動車の使用者の現住所と自動車検査証又は自動車検査証記録事項の住所が異なる場合は、使用者が同一であることが分かる書類
- ⑦ 支払い確認書類（領収書、振込明細受取書、自動車ローン・リース支払明細書等）
- ⑧ 購入・設置内容が分かる書類（契約書、注文書、納品書、リース契約書等）
- ⑨ 補助金振込先の通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、氏名カナが分かるもの。）
※別途、必要な書類がある場合は、提出していただきます。

3 補助金額の確定

○提出書類を審査し、補助金交付決定・不交付決定通知書を送付します。

4 補助金の振り込み

○補助金交付決定通知を受けた方に対し、申請者名義の指定口座へ振り込みます。

※申請書類は播磨町ホームページからも入手できます。

播磨町役場 保険課 地域包括ケア係

TEL 079-435-0313 / FAX 079-435-0766

〒675-0182 加古郡播磨町東本荘 1丁目 5-30

■受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日、年末年始を除く）